

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 萩川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	56,540,972	56,500,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 萩川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	44,147,755	39,700,282	89.9%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度土木学会特別会員会費一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 松良 精三 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R4.4.1	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 公益社団法人土木学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。 その活動は、コンクリート工学や構造工学ならびに、水理学などの基礎分野から、土木計画学などの応用分野に至るまで広範囲にわたり、最新の土木技術、土木教育に関する調査・研究を行っている。 土木全般の最先端の情報収集や土木全般に関する技術向上は、港湾空港行政に携わる官署として各事業を遂行していく上で必要でありこのような情報を公益社団法人土木学会から得るためには会員となる必要がある。 本契約は、上記の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人土木学会と随意契約するものである。	1,120,000	1,120,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稲穂 幹二郎 札幌市北区北8条西2丁目	R4.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、委託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保」に直接関係がある機関として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号の規定により左記相手方と随意契約を締結するものである。	77,871,000	77,871,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 高橋 季承 東京都千代田区霞が関2-1-2	R4.4.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予算法第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進」に関する法律(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))に委託するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付で公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,699,811,000	1,699,811,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和5年地価調査業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 長橋 和久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益財団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益財団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適切者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	41,987,000	41,850,600	99.7%	-	公社	国認定	1者	
令和5年土地基本調査に係る法人土地・建物基本調査の標本設計等業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 長橋 和久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)統計情報開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号  本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の管中(2017年12月19日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者(公益財団法人統計情報開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報開発センターから提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争委員会において審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断された。 以上のことから、公益財団法人統計情報開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、当該業務の実施者として選定し、随意契約を行うこととした。	23,023,000	22,847,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
コンパクトシティの取組課題の分析・横展開に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	共同提案体(代表者) (公財)都市計画協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3番32号	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、公表された立地適正化計画の記載内容や運用状況の調査・分析を行うとともに、立地適正化計画の作成から一定期間経過し、計画を分析・評価し変更を行う都市が増加すると見込まれるため、その事例の収集・分析を行い、計画の評価や見直しに当たって必要な知見の取りまとめを行うものである。 本業務の履行にあたっては、新たに作成された計画や計画作成から一定期間経過した計画の評価・見直しの事例収集・分析を行う際に、実際に立地適正化計画作成業務に携わった経験に基づいた着眼点や知見など、高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であることから、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月18日から3月4日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、17者が業務説明書の交付を求め、3月4日までに4者から企画書の提出があった。提出のあった4者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、コンパクトシティの取組課題の分析・横展開に関する検討調査業務共同提案体が本業務について適切な企画提案を行っており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	9,977,000	9,977,000	100.0%	-	公財	国認定	4者	
アルメーレ国際園芸博覧会及びドーハ国際園芸博覧会出展調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2022年にオランダ・アルメーレ、2023年にカタール・ドーハにおいて開催予定の国際園芸博覧会への政府出展に関して、日本の有する造園文化や高度な造園緑化技術の海外展開をより効果的なものとする方法を検討する。 本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討するなど、出展企画に係る全体的なコーディネートや現地調整、設計、整備等の調整を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月21日から令和4年3月7日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	11,990,000	11,979,999	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企業競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
海外日本庭園保全再生等を通じた日本庭園に関する技術の普及・啓発のあり方検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、維持管理に課題のある海外日本庭園の修復支援を実施し、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすいマニュアルの作成や講習会等を行うことで、保全再生に向けた技術的な知見を蓄積するとともに、国際園芸博覧会など国内外で開催される花と緑に関する行事等の機会を積極的に活用し、対日理解の促進やインバウンド促進等の観点からこうした日本庭園に関する技術の国内外に向けた普及・啓発のあり方について調査を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の庭園の維持管理マニュアル作成等を実施する能力、日本庭園に関する造園・緑化技術の効果的な情報発信のあり方について検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企業競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企業競争実施のため、令和4年2月21日から令和4年3月7日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企業競争実施委員会」及び「都市局企業競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が深く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していること判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,980,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
先駆的な緑化関連技術開発のための実証調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、民間の有する先駆的な緑化関連技術の確立とその全国への普及を通じて緑化の質を確保するために、普及展開が期待できる先駆的な緑化関連の技術開発を実施する事業者等を募集し、技術開発結果の検証を行い、成果について取りまとめ、公表を行うことを目的とするものであり、本業務の履行にあたっては、都市緑地関係の専門的知見や調査分析能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企業競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企業競争実施のため、令和4年2月10日から令和4年3月3日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企業競争実施委員会」及び「都市局企業競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していること判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	34,991,000	34,967,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、パリ協定に基づく新たな枠組における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整理を行うとともに、パリ協定の枠組みに対応した算定方法の検討のための調査等を行うこと、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、新たに温室効果ガス吸収量を算定する緑地やその算定手法についての検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月22日から令和4年3月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,681,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
2027年国際園芸博覧会における政府出展等の調査・検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-4	R4.4.1	共同提案体(構成員) (公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市において2027年に開催を予定している国際園芸博覧会について、A1クラスの国際園芸博覧会として開催するためには、AIPH(国際園芸協会)の承認に加え、各国政府が加盟するBIE(博覧会国際事務局)による認定を得る必要があり、BIEの認定申請に向けた業務を行うとともに、2027年国際園芸博覧会における国土交通省の政府出展の検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、認定申請書の修正等に際し、BIE事務局及び加盟国からの指摘事項等を踏まえた修正を行うとともに、政府出展の検討を行うため、セアングルや専門委員会の開催を通じて、広く有識者の意見を聴取し、出展内容を具体化するために必要な観点を提示する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月10日から令和4年3月3日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、2027年国際園芸博覧会における政府出展等の調査・検討業務ブレイク研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同提案体と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,964,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度地方都市における市街地再開発の推進方策等に関する調査・検討業務	支出負担行為担当官 都庁局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	共同提案体(構成員) (公社)街づくり区画整理協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、地方都市において豊かな自然を備えた周辺環境や歴史文化・景観などの魅力ある地域資源を活かしながら、中心市街地の再生を図る必要性が「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方討論会」の中間とりまとめ(令和3年4月)において指摘されている一方、かつて整備された市街地の老朽化・陳腐化が進展し、市街地再開発事業等による市街地再生の必要性を把握した上で、床需要や収益性の見込みが乏しいこと等により事業化が進まないほか、事業完了後に再開発ビルの運営管理に支障をきたす事例も散見される状況に鑑み、地方都市における市街地再開発の推進方策等の検討を行うことを目的としている。 履行にあたっては、大規模な投資を伴わない市街地再開発の推進に係る制度的課題や補助制度のあり方や事業完了後を見据えた事業マネジメントのあり方等に関して検討することが必要である。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月28日から令和4年3月14日までの期間、庁管内掲載および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、令和4年度地方都市における市街地再開発の推進方策等に関する調査・検討業務共同提案体の企画提案が優れていることから、共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	14,982,000	14,960,000	99.85%	-	公社	国認定	1者	
令和4年度新たな水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、今後、排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更された場合の下水道からの放流水に係る技術上の基準値等の検討を行うとともに、下水処理場における栄養塩類の能動的運転管理等に関する資料作成に加え、東京湾再生に向けた今後の対策等の検討や、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等」に関するガイドライン(案)1の改訂を行うことを目的とする。 業務の実施にあたり、大腸菌の排水基準化への対応及び東京湾再生のための行動計画(第三期)の内容等の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、下水処理場における消毒や東京湾の水質改善に向けた陸域負荷削減対策を評価する際の項目や視点を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	48,015,000	48,015,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度今後の水環境改善のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、流総計画における課題や問題点を把握し、今後の制度のあり方等について有識者の意見も伺い、論点整理を行うものである。また、合流式下水道の改善策について、限られた財政、人員の中で効果的な事業を推進していくための今後の制度のあり方等について検討するものである。 業務の実施にあたり、流総計画及び合流式下水道の改善策に関する今後の制度のあり方の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、水質環境基準の達成率の推移や今後の合流式下水道の改善策に関する自治体の意向を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,854,000	29,095,000	97.5%	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.1	(公財)日本道路交通情報センター	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供することである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の状況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として開業(昭和44年10月)にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	218,699,000	218,699,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
海岸利活用や環境保全に関する推進施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.4	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本業務は、民間事業者等から海岸の利活用における阻害要因などの聞き取り、整理を行い、必要な支援や対応案を検討し、また、持続可能な海岸の利活用及び海岸環境の保全・回復に関する施策について検討、とりまとめることで、地域活性化に資する海岸の利活用を推進することを目的とするものであり、海岸利活用や海岸環境保全・回復に関する専門的な知識が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,891,000	11,880,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.5	(公財)交通事故総合分析センター	2010005018547	本業務では、関係省庁とも連携し、自動運転車等に係る交通事故に関するデータを収集・分析し、主として道路構造及び道路交通環境での事故に対する影響の調査及び再発防止策の検討を行う。また、過去に発生した交通事故データの分析等により、自動運転車等の事故発生要因を検討するとともに、自動運転技術等に係る情報収集を行い、交通事故リスク等の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、ACC(車間距離制御装置)、LKCA(車線維持支援)等を備えたASVIによる交通事故と事故発生要因の因果関係及び事故要因と効果的な対策の関係について、裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。当該交通事故の発生に関する情報を有しているのは、道路交通法第百八条の十三の規定に基づき指定されている(公財)交通事故総合分析センターのみであり、また、自動運転車を含む交通事故に関するデータについても、(公財)交通事故総合分析センターのみが有している。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	29,425,000	29,370,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
下水道の持続可能性向上に関する技術検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.7	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 下水道事業は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水対策などを目的に整備が開始されたが、昨今では、下水道資源・エネルギーの有効利用、低炭素・循環型社会の構築などの役割も求められている。今後、他分野との交流により下水道分野に新たな視点や手法による研究が増えていくこと又は下水道に関わる基礎的研究がさらに幅を広げ活性化していくことは、下水道事業の持続と進化のために重要であると考えられ、防災、都市活動、農林水産、工業、エネルギー供給、医療健康などとの連携促進が期待される。一方で、経済合理性が乏しい技術分野の研究や学術的基礎研究等は、民間事業者だけではその実施が進まないことが懸念され、研究開発における学や官の役割分担が重要である。 本業務は、下水道事業における課題解決を図り、持続性を高めるため、多様な技術領域における学術的先端技術に関する調査を行い、下水道事業への導入可能性を検討することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道管理者のニーズの把握や、下水道システムの基礎的研究を踏まえた上での企画や、他分野研究者との連携手法や連携により創出される効果を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	10,274,000	9,966,000	97.0%	-	公社	国認定	1者	
画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.8	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	本事業は、国土交通省技術基本計画等に位置付けられている国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施する交通運輸技術開発推進制度において、画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発について、研究開発を進めるものである。具体的には、従来は簡易技術が用いられていた健全度判定作業に対して撮影画像に基づき実施する健全度自動判定システムを開発するとともに、時間要していた要注意箇所確認に代り、要注意箇所位置を画像認識システムを開発するものである。本研究を遂行するにあたっては、以下の応募要件に示す高い技術力を有している必要がある。公益財団法人鉄道総合技術研究所は、本研究開発に係る以下の応募要件を全て満たしている。かつ、本研究開発を遂行する能力を有する機関は、短絡において本機関が存在しない。このため、当該機関を特定法人等と特定した上で、以下の応募要件を満たすと認められる物がない場合に限り、特許法第29条の3第4項の要件を満たすことと併せて、参加意思確認書の提出を招請する公募を行ったところ、参加意思確認書を提出するものがいなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 本研究を実施するにあたり、以下の要件を満たす。 ①トンネルの構造や変状、維持管理に関する知見を有すること ②ひび割れや漏水の度合いをAIにより自動判定するシステムの開発や、レーザー光により要注意箇所を電工型に検出するシステムの開発について、実績を有すること 【業務執行能力に関する要件】 研究代表者及び研究分担者は、以下のいずれかに該当すること ①学術的専攻(昭和22年法律第28号)に基づく大学又は同等の学識経験者 ②研究開発推進機関に所属する研究者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非労働組員に該当しない者) ③研究を主な事業目的としている、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。 ※日本に登記されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 ①民法、商法その他法律により設立された法人であること。 ②提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る技術開発のための拠点を有すること。 ③提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付すること。(例)研究開発施設や事務所の所在地、研究開発の経歴、過去の学術等研究開発活動に関する報告書等) ④研究員の組織図に相応しい仕組みを備えていること。 以上のことから、本委託業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」であり、特許法等として特定していた、公益財団法人鉄道総合技術研究所しなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該研究共同体を選定業者として、選定するものである。	17,776,000	17,776,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の利用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等に関する業務を行うものであるが、我が国において本格的な洋上windファームの導入実績が無いため、促進区域の指定を検討する際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様が確定することが困難である。以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が選定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、左記業者と随意契約を締結するものである。	80,179,000	80,179,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
令和4年度 防災教育及び地域防災の普及・展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.11	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)小中学校の教育現場における防災教育の優先度向上のための広報検討、(2)防災教育の事例収集及び広報資料作成、(3)災害リスク標識を通じた防災教育の普及に関する広報検討を行い、学校教育現場等における防災教育及び地域防災の充実を図ることを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、防災教育及び地域防災の普及・展開を行うにあたり、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	14,124,000	13,981,000	99.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
人口減少を踏まえた下水道施設更新のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.11	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 我が国の汚水処理人口普及率は令和2年度末時点で92.1%であり、令和8年度までに施設整備を概ね完了することを目指し整備を進めている。一方、今後人口減少の急速な進行が予想されており、国としても将来の人口減少を見据えた都道府県構想の具直しを推進している。地方公共団体は、下水道計画区域の縮小などの対策を行っているが、施設の老朽化や財政難等の課題も重なり、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものである。一層厳しさを増す昨今の情勢を踏まえ、下水道事業の持続性向上のためのさらなる取り組みが必要である。本業務では、下水道事業を持続的に運営していくために、人口減少を踏まえた施設の更新を行っていく必要があり、施設更新のあり方など将来施策の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道分野における効率的な施設更新に関する幅広い知見に基づき、既整備区域での下水道施設の更新のあり方に関する問題意識を踏まえた上で現行の法制度などの課題・懸念点等の解消に向けた改善を図るために高度な検討の実施が必要であり、企画競争する必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の目的にかなった「的確性」が評価できること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,811,000	99.1%	-	公財	国認定	2者	
雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.11	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和3年の水防法改正により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が水位周知下水道の指定の有無に係らず下水道による浸水対策を実施する全ての団体に拡大したことを受けて、雨水出水浸水想定区域とあわせて、避難行動につなげるための情報として伝達する方法等を市町村地域防災計画に定めることとされている避難に資するトリガー情報について、情報の有効性の確認や設定方法等を検討する必要があることから、モデル地区を対象として、流出解析モデルによる浸水シミュレーションを実施し、この検討結果を踏まえて避難に資するトリガー情報を検討することで、雨水出水浸水想定区域の指定に関する取組を推進し、比較的発生頻度が高く、社会経済被害が大きい内水氾濫における減災対策に寄与することを目的とする。 業務の実施にあたり、リードタイムが短いことや地域の実情などの特徴を踏まえて避難に資するトリガー情報を検討することが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、避難に資するトリガー情報を検討するうえでリードタイムを考慮するなど、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	12,639,000	12,595,000	99.7%	-	公財	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
人口減少を踏まえた下水道施設更新のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.11	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 我が国の汚水処理人口普及率は令和2年度末時点で92.1%であり、令和8年度までに施設整備を概ね完了することを旨とし整備を進めている。一方、今後人口減少の急速な進行が予想されており、国としても将来の人口減少を背景とした都道府県構型の見直しを推進している。地方公共団体は、下水道計画区域の縮小などの対策を行っているが、施設の老朽化や財政難等の課題も重なり、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものである。一層厳しさを増す昨今の情勢を踏まえ、下水道事業の持続性向上のためのさらなる取り組みが必要である。本業務では、下水道事業を持続的に運営していくために、人口減少を踏まえた施設の更新を行っていく必要がある。施設更新のあり方など将来施策の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道分野における効率的な施設更新に関する幅広い見直しに基づき、既整備区域での下水道施設の更新のあり方に関する問題意識を踏まえた上で現行の法制度などの課題・懸念点等の解消に向けた改善を図るために高度な検討の実施が必要であり、企画競争する必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の目的にかなった「的確性」が評価できることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,811,000	99.1%	-	公財	国認定	2者	
令和4年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 田中 元幸 高知県四万十市右山2033-14	R4.4.12	(公社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	4490005006056	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 (公社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結集して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の嘱託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第10項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記の相手方に限定されるため、左記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,239,417	1,218,880	98.3%	-	公社	国認定	1者	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
下水道分野の革新的技術等の普及展開に向けた方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.12	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	21,109,000	20,933,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	
下水道分野の革新的技術等の普及展開に向けた方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.12	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	21,109,000	20,933,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4荒川下流広報啓発活動補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R4.4.14	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における水防災意識、河川環境保全意識の向上のため、荒川知水資料館を拠点とした広報活動の支援、展示会、研究会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,784,000	14,773,000	99.35%	-	公財	国認定	1者	
R4荒川下流学習支援運営補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R4.4.14	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防災意識の向上及び河川環境保全意識の啓発を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,993,000	14,982,000	99.93%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度河川に係る活動に関する検討分析業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.19	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの河川に係る活動の国内における水循環系への関心について広く調査し、その結果を踏まえて「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針に適切に反映・実施するための検討を行うことを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	27,973,000	27,973,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
治水事業の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.20	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 気候変動の影響等により激甚化、頻発化する水害に対応するため、これまで蓄案に推進してきたが、さらなる治水事業の進捗および被害の縮小を図るためには、水害の実態やそれに対する流域治水等の河川行政や治水事業等の取組・効果について流域の関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが不可欠である。 本業務では、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、治水事業や河川行政等に關わる高度な知識と技術を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は業務理解度や特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行する者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,737,000	11,726,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	
下水道の脱炭素化に向けた効率的な運転管理等の実施支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.21	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地方公共団体の下水道分野における省エネルギーを進めるために、モデル都市・地域を対象としたエネルギー消費の分析、具体的な省エネ施策の導入検討を行い、その知見を全国に展開することで下水道事業の脱炭素化の推進に資することを目的とする。 本業務の実施にあたり、実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,262,000	19,932,000	98.4%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
地域バイオマスや下水熱等の活用促進に向けた検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.21	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点を旨として各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援することを目的とする。 本業務の実施にあたり、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に対する助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,075,000	19,000,000	94.6%	-	公財	国認定	1者	
下水道の脱炭素化に向けた効率的な運転管理等の実施支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.21	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点を旨として各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地方公共団体の下水道分野における省エネルギー化を進めるために、モデル都市・地域を対象としたエネルギー消費の分析、具体的な省エネ施策の導入検討を行い、その知見を全国に展開することで下水道事業の脱炭素化の推進に資することを目的とする。 本業務の実施にあたり、実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,262,000	19,932,000	98.4%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
地域バイオマスや下水熱等の活用促進に向けた検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.21	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点を目標として各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガス削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援することを目的とする。 本業務の実施にあたり、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に対する助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,075,000	19,000,000	94.6%	-	公財	国認定	1者	
令和3年日暮里・舎人ライナー列車脱線事故に係る地震動の影響に関する調査の請負(その2)	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 城福 健陽 東京都新宿区四谷1-6-1	R4.4.25	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本作業は、高精度の振動計測結果に基づく地震動波形の推定のほか、鉄道構造物の挙動解析を行うものであり、地震動及び鉄道構造物に関して幅広く高度な技術的見識を有することが求められるが、左記指定業者は、過去に請け負った「平成28年熊本地震による九州新幹線第5347A列車の脱線シミュレーション」において、振動計測結果に基づく地震動波形の推定や鉄道構造物の振動解析等に関する高精度な推定法を確立し、同推定法を用いて「令和3年日暮里・舎人ライナー列車脱線事故に係る地震動の影響に関する調査の請負」において振動計測結果に基づく地震動波形の推定等を実施しており、同推定結果と併せて技術的に公平な解析評価を行うことが可能な唯一の機関であるため。	4,389,000	4,389,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.27	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和2年度から全面実施されている新しい学習指導要領も踏まえて、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するため、支援ツールの作成や教育関係者への情報発信等を実施することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、アクティブラーニングの考えに基づく河川環境教育の取組を推進するための有用な支援ツール等の作成や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争審査委員会において特定された。よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	11,022,000	10,989,000	99.7%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
下水道のエネルギー自立化に向けた検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.27	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 平決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地方公共団体の下水道分野におけるエネルギーの自立化を進めるために、モデル都市・地域を対象とした具体的な省エネ・創エネ施策の導入検討を行い、その知見を全国に展開することで下水道事業の脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とする。 本業務の実施にあたり、実際にモデル都市・地域のエネルギー消費等の実態を把握し、効果的な対策の検討、また導入スキームや事業化スケジュールの策定支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	30,118,000	29,997,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	
洗堰被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。))による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、技術開発テーマとして、「鉄道河川橋梁の防災機能向上に資する技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「洗堰被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案」(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審査会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び平算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	20,000,068	20,000,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
河川橋脚の効率的な健全度判定システムの開発	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.4.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。))による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、技術開発テーマとして、「鉄道河川橋梁の防災機能向上に資する技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「河川橋脚の効率的な健全度判定システムの開発」(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審査会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び平算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	23,947,066	23,947,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
ガーデンツーリズムの効果的な普及促進等を通じた観光振興に資する庭園の管理・保全技術の普及のあり方検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.9	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成31年4月に創設された「庭園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」について、運用及び国内外への効果的な普及促進を行い、観光振興に資する庭園の管理・保全技術の国内外に向けた普及のあり方について検討を行うとともに、国内外で実施される各種みどり関連の催事と連携し、国内外からの誘客促進を図るための調査検討を行うことを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、登録制度の適切な運用を図るための能力や、ガーデンツーリズムの国内外への効果的な普及促進を通じた観光振興に資する庭園の管理・保全技術の普及のあり方について検討を行う能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に採らず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年3月25日から令和4年4月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験を持っていると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,980,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
連続立体交差事業の事業化支援に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.9	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、連続立体交差事業の更なる着実な推進を図るため、現在、事業化に向けた検討が進んでいる地区等について、今後の調整が円滑に進める上で必要となる資料やデータ等を整理、分析し、情報共有を図るなど適切な支援方法について検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会にて当該共同提案体を選定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、連続立体交差事業の事業化支援に向けた調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ・株式会社トーニテコンサルタント共同提案体と随意契約を行うものである。	9,944,000	9,944,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
ゆとりとにぎわいのあるウォークアブル空間の創出の更なる推進に向けた調査検討	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.9	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、国内外の事例調査等を踏まえ、立地適正化計画等関連する計画との連携やウォークアブルな取組の新たな支援策、都市施設としてのあり方を検討するとともに、広報・普及啓発等を実施することで、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出に向けた取組のより一層の推進を図るものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を選定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、ゆとりとにぎわいのあるウォークアブル空間の創出の更なる推進に向けた調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルティング・日本工営株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	20,996,800	20,845,000	99.3%	-	公社	国認定	6者	
自動運転技術を活用した都市サービス展開のための都市インフラ再構築に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.9	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、自動運転技術の活用を通じた社会的受容性の醸成、自動運転技術の導入促進に向けた都市政策のあり方及び早期実装に向けた機運醸成の検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を選定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日建設計総合研究所・日建設計・日本交通計画協会共同提案体と随意契約を行うものである。	16,995,000	16,973,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
社会情勢の変化を踏まえた駐車場施策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.9	共同提案体(構成員) (公社)立体駐車場工業会 東京都中央区新川2丁目9番9号	2010005018480	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、駐車場に係る多様なニーズを把握し、駐車場に求められる施設や機能、構造等のあり方や、エリアにおける地域特性を踏まえた駐車対策のあり方等について、データや先進的な取組事例等の収集・調査・分析を基にした検討を行い、もってまちの魅力向上に資する駐車場施策の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、社会情勢の変化を踏まえた駐車場施策に関する調査検討業務 計量計画研究所・立体駐車場工業会・地域未来研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	14,998,500	14,993,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.12	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類の主な内容を踏まえ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、「気候変動の影響を反映した計画への見直し」「内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化」等に向け、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」提言及び「下水道政策研究委員会制度(小委員会)報告」とりまとめられており、当該提言等の内容を踏まえて、まずは、「気候変動の影響を反映した計画への見直し」「内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化」に向け、総合的な浸水対策の効果的な推進方策を検討する際の留意事項に関する技術・知見が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続を行った。 その結果、上記相手方の提案は、内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討する事が必要であることが理解されていた。また、河川協議に係る検討、多様な主体との連携の枠組み構築に向けた検討について、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の中長期的な計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	40,953,000	40,920,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
雨天時における下水道の適正処理等に係る検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.12	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本業務では、「雨天時浸水対策ガイドライン(案)」に基づき、雨天時浸水対策計画に関する分析やデジタル技術を活用した対策実施に向けた検討等を行い、雨天時浸水の事象が発生している自治体において、雨天時浸水対策計画の策定の促進を目的とする。 業務の実施にあたり、地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施し、雨天時浸水対策を実施するうえでの技術的課題や、対策を実施するうえでのインセンティブの必要性等について述べられており、地方公共団体に対し雨天時浸水対策を促進するための課題解決に向けた方策を検討する際の留意事項に関する技術・知見が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、雨天時浸水の事象を把握する為に必要な調査を行い、必要性を理解するために数値的な根拠を示す事が重要であり、デジタル技術を活用した調査方法を検討する事がより効果的であることや、流域下水道における計画策定及び対策の促進に向けた方針や考え方をとりまとめる必要があることが理解されていた。また、雨天時浸水対策計画策定の促進に向けた誘導方策の検討をする上で留意すべき事項について具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の確信性及び実現性の観点から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	24,937,000	24,915,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和4年度 事業用自動車に係る交通事故分析等業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.5.27	(公財)交通事故総合分析センター	2010005018547	本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取り得る交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化し、その削減方法について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等の事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を備えている唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,959,000	24,860,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
屋上緑化・壁面緑化の推進に向けた調査・検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、屋上緑化等の整備動向及び屋上緑化等を整備するにあつてのインセンティブについて把握することを目的として、屋上緑化・壁面緑化の施工実績等のデータ収集及び分析を行うとともに、屋上緑化等の都市緑化の取組を更に普及させる上での、ESG投資等の観点からの課題についての調査及び整理を行うものであり、本業務の履行にあつては、都市緑地関係の専門的知見や調査分析能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年4月25日から令和4年5月11日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性、独創性があり、本業務の遂行に当たつて十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
自動車等の利用動向の変遷を踏まえた都市交通施策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市内における、これまでの自転車等の利用動向の推移を分析するとともに、それをふまえた将来予測等に基づき、今後の利用動向の変遷に関する検討を行う。また、その結果を踏まえ都市内における自転車等駐車場やシェアサイクル等の整備手法の検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあつては、自転車政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと。また、本業務の遂行にあつて十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、自転車等の利用動向の変遷を踏まえた都市交通施策に関する調査検討業務 公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	11,999,900	11,957,000	99.6%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
都市交通分野の海外展開促進に向けた調査・支援業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.6	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、都市交通システムの導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、本邦企業が有する都市交通システムの優位性及びセールスポイント、都市交通システム市場の動向等を踏まえた海外展開戦略を検討する。また、先方政府関係者等に対して日本の都市交通システムの優位性等を紹介するためのセミナー企画等や、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行うことで、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、新興国等における都市交通システムの最新動向の調査及び分析整理や、都市交通システムの市場特性、動向等を踏まえた本邦技術の優位性を生かした提案を行うこと、導入可能性がある国・地域に対して、対象都市のニーズや現地状況に応じた導入シナリオやスキーム、有効な打込み方策の検討を行うことが必要であり、高度な知識・技術を有することが求められることから、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年4月13日から5月10日までの期間、庁舎内掲示版および関連情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、5月10日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、都市交通分野の海外展開促進に向けた調査・支援業務 日本工業・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	15,917,000	15,917,000	100.0%	-	公社	国認定	2者	
令和4年度 地積測量図作成等業務(その1)(大洲河川国道事務所)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 小竹 良 愛媛県大洲市中村210	R4.6.15	(公社)愛媛県公共囁託登記土地家屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	9500005006917	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 (公社)愛媛県公共囁託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の囁託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方整備局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記の相手方に限定されるため、左記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,141,041	1,141,041	100.0%	-	公社	国認定	1者	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度 道路管理における道路交通情報の活用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.21	(公財)日本道路交通情報センター	2010005004175	本業務は、道路交通情報の提供等に関する動向調査および道路管理における道路交通情報の活用方策の検討を行い、道路行政のDXIに資する成果を得ることを目的とする。 本業務を遂行する者は、民間事業者の道路交通情報の提供等に係る事例や道路交通情報と他のデータとの連携方策について検討する能力を有している必要があり、企画競争において、配置予定技術者の経験及び能力、特定テーマに対する技術提案等について広く提案を求め、それを評価する必要があることから、企画競争を実施した。 提出された企画提案書を審査した結果、上記相手方の企画提案は、道路管理における道路交通情報利用時の課題を踏まえた道路交通情報の活用方策の検討手法について具体的に提案していたことから、業務を遂行するうえで妥当なものであると道路局企画競争有識者委員会において特定された。 以上のことから、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,975,000	7,975,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
R3大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 若林 伸幸 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R4.6.24	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、運送事業者、荷主及び社会一般に対する特殊車両通行制度に関する効果的な広報手法について技術提案を求め、企画競争により業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	9,933,000	9,933,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
下水道分野における官学の連携強化方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.24	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、今後の下水道分野の官学連携を強化するため、GAMデータベースの一層の活用促進策を検討するとともに、実際の自治体と研究者とのマッチング支援策について検討するものである。 本業務の実施にあたっては、官学の効率的な連携強化を図るにあたって、専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、企画競争を行う必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の「確信性」、「実現性」が評価できること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として上記相手方と随意契約を締結するものである。	9,999,000	9,988,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度大規模水害時における下水道施設の早期復旧に向けた広域支援検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.27	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年の大規模水害では下水道施設が浸水し、一時的に機能停止する事態が発生している。一方、全国の下水道部局の技術職員が減少傾向にある中、大規模水害による施設被害が発生した際において、地方公共団体が単独で対応することは困難であり、人的資源だけでなく、応急対応に必要な資機材(可搬式発電機、ポンプ設備等)の調達など、広域的な対応が求められることから、国、都道府県、市町村、関係団体を含めた広域支援体制を構築する必要がある。本業務は、大規模水害時における下水道施設の被害形態を踏まえ、令和3年度業務で整理した応急復旧の体制構築や資機材の調達に関する課題、早期復旧に向けた支援のあり方について検討した結果や訓練シナリオ(案)に基づき、実地訓練を行うことで得られた知見や課題を踏まえ、ガイドラインの取りまとめを行うことを目的とする。本業務の実施にあたっては、大規模水害を想定した訓練シナリオ(案)を基にした地方公共団体での実地訓練の運営補助や、大規模水害時における下水道施設の早期復旧に向けた広域支援のガイドライン(案)の作成をする際の留意事項に関する技術・知見が必要であるため、企画競争する必要がある。その結果、上記相手方の企画提案書は、業務理解度や実施手順が的確に示されており、業務の目的にかなった「的確性」や「実現性」についても満足できるものであることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	4,444,000	4,411,000	99.3%	-	公財	国認定	1者	
大規模噴火等を踏まえた下水道BCP策定マニュアル検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R4.6.27	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、内閣府の火山噴火に関する検討を踏まえ、令和3年度の業務で検討した火山噴火に関する下水道BCPの内容について、下水道BCP策定マニュアルへの追加を検討するとともに、現行(2019年改訂)の下水道BCP策定マニュアル改訂以降に発生した災害による下水道施設の被災事例やその対応も踏まえて、課題の洗い出し及び記載案の検討を行い、説明資料を作成のうえ、下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会を開催し、下水道BCP策定マニュアルを改訂するものである。本業務の実施にあたっては、下水道事業や下水道に関する防災計画についての幅広い知見の他、下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会の運営には高度な調整能力等が必要であり、企画競争する必要がある。その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する「的確性」が高く、業務の「理解度」、「実現性」が評価できることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	8,008,000	7,986,000	99.7%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。